

米子市電子入札・契約管理システム 導入及び運用保守業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年8月

米子市

米子市電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、米子市（以下「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上と事務の効率化を図るため、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下、「SCOPE」が共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用した電子入札及び電子入札システムを補完するための契約管理システムの導入及び運用保守業務の受託者を企画提案方式により決定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

米子市電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務

(2) 業務内容

- ① 電子入札・契約管理システムの導入業務
- ② 電子入札・契約管理システムの運用保守業務

※詳細は、別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

- ①電子入札・契約管理システム導入業務

契約締結日から令和7年3月31日

- ②電子入札・契約管理システム運用保守業務

令和7年4月1日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

金 22,994,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものでなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

【内訳】

- ①電子入札・契約管理システム導入業務

7,778,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ②電子入札・契約管理システム運用保守業務

15,216,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

- ① コアシステムについては、本市が別途契約し提供する。
- ② 電子入札システムと契約管理システムは相互に連携できること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和6年8月1日において、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。また、参加事業者が当該契約日までに備え

るべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 米子市物品の売買等に係る指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成26年4月1日制定)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。
 - ア 市税その他の本市の徴収金
 - イ 消費税及び地方消費税
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (7) 令和6年度～令和9年度 米子市物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、4(3)「参加申込書の提出」に定める書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められたときは、この限りではない。
- (8) コアシステムを利用した電子入札システム及び電子入札システムと連携した契約管理システムの導入及び運用保守業務の実績があること。なおこの実績は、元請としての実績とする。
- (9) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であること。
- (10) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (11) プライバシーマーク認証を受けていること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

- ① 公告・・・・・・・・・・令和6年8月1日(木)
- ② 参加申込書の提出期限・・・・・・・・令和6年8月9日(金)午後4時必着
- ③ 質問受付期限・・・・・・・・・・令和6年8月16日(金)午後4時必着
- ④ 質問に対する回答期限・・・・・・・・令和6年8月19日(月)
- ⑤ 企画提案書の受付期間・・・・・・・・令和6年8月22日(木)～令和6年8月30日(金)
- ⑥ プレゼンテーション・・・・・・・・令和6年9月4日(水)予定
- ⑦ 審査結果の通知・公表・・・・・・・・令和6年9月10日(火)予定

(2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、下記のとおり行うこと。

- ① 受付期限：令和6年8月16日(金)午後4時
- ② 提出方法：質問書(様式第5号)をFAX又は電子メールにより提出すること。
- ③ 回答期限：令和6年8月19日(月)

④ 回答方法：質問書に記載されたメールアドレス宛に回答する。

※質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、米子市ホームページにおいて公表する。

なお、軽易な事項については、個別回答することがある。

(3) 参加申込書の提出

① 提出期限：令和6年8月9日（金）午後4時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 申込方法：提出書類各1部を持参又は郵送

③ 提出書類：

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務実績調書（様式第2号）

ウ 市税等納付確認同意書（様式第3号）

エ 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（入札参加申込み日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。）

カ 商業登記簿の登記事項証明書（入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し

キ 3参加資格要件(9)(10)(11)について該当することを証する書類の写し

※ウ、エ、オ及びカに掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

④ 提出場所：米子市総務部契約検査課契約担当

(4) 参加資格審査結果通知

提出された参加申込書を審査した結果、参加資格を満たすと認められた場合は、その旨を書面により通知する。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載し、書面により通知する。

(5) 企画提案書の提出

審査の結果、参加資格があると認められた者は、仕様書及び以下の①～③に基づいて企画提案書を作成し、持参（平日の9時～16時まで）又は郵送により提出すること。

① 提出期限：令和6年8月30日（金）午後4時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 提出場所：米子市総務部契約検査課契約担当

③ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、片袖折でA4判サイズに織り込むこと。

(6) 企画提案書記載事項

① 表題「米子市電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務」及び提案者名を記載した表紙をつけること。

② 事業全体に関する基本方針

- ③ 事業推進体制及び実施スケジュール
- ④ 電子入札・契約管理システム導入業務
 - ア システム環境初期設定構築作業
 - イ 事業者向け説明会の概要
 - ウ 職員向け操作説明会の概要
 - エ 動作検証の概要
 - オ 操作マニュアルの作成
 - カ その他の提案、アピールポイント等（その他オプション等がある場合については、可能であれば参考価格を記入してください。）
- ⑤ 電子入札・契約管理システム運用保守業務
 - ア ヘルプデスク設置
 - イ システム利用可能時間、障害時の対応、レスポンス保証
 - ウ セキュリティ対策
 - エ システム稼働後の運用支援、システム保守・バージョンアップ等
 - オ その他の提案、アピールポイント等
- ⑥ 提出部数：１０部（正本１部：代表者印押印、副本９部：押印不要）
- (7) 機能要件確認一覧表の提出

企画提案書と併せて提出すること。

 - ① 機能要件確認一覧表（様式第７号）
 - ② 提出部数 ２部
- (8) 見積書の提出

企画提案書と併せて提出すること。

 - ① 見積書（様式第６号）１部

見積書には、「電子入札・契約管理システム導入業務に係る金額」及び仕様書第１章５(４)に示す入札予定件数及び仕様書第３章を踏まえて、「電子入札・契約管理システム運用保守業務に係る金額（令和７年度から２年間（２４月））」を記載すること。
- (9) 企画提案書等提出書類の取扱い
 - ① 提出期限後は、変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
 - ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ③ 提出書類は、米子市情報公開条例（平成１７年３月３１日施行）に基づく公文書開示請求の対象となる。
 - ④ 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは１０ポイント以上とする。文字等の色指定はない。図表については、この限りではない。
 - ⑤ 提出書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
 - ⑥ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律５１号）に定める単位とする。
 - ⑦ 提出書類の記載事項は、市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述す

ること。

- ⑧ 専門用語、造語、略語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述するか用語集を別途添付すること。
- ⑨ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。なお、審査等を行う作業に必要なときは、全部又は一部の複製を行い使用できるものとする。

5 プレゼンテーション

- (1) 実施日時・場所：令和6年9月4日（水）予定

※ 時間及び会場については、別途通知する。

- (2) 実施時間：60分以内

（提案説明（デモンストレーションを含む）50分以内、ヒアリング10分以内）

※提案説明とデモンストレーションの時間配分の指定はありません。

- (3) 出席者：5名以内

- (4) その他

- ①企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ②会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）のみ本市が準備する。
- ③Web 会議形式での実施も可能とするが、会場で対応する者を少なくとも1名配置すること。
- ④Web 会議形式で実施することにより必要となる機材は参加者が準備すること。

6 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法

- ① 参加申込時の提出資料、企画提案書、機能要件確認一覧表、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、その内容について、次に掲げる審査基準に基づき、選定委員がそれぞれ審査を行い、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、審査基準点に満たない場合は、受託候補者として選定する候補者なしとする。

- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を受託交渉者として選定する。

- (2) 審査基準

別表「米子市電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務審査基準」によるものとする。

- (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

通知・公表日：令和6年9月10日（火）予定

受託候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、受託候補者の名称、総合点について米子市ホームページに公表する。

審査内容に対する問い合わせには、応じないものとする。

8 契約手続

- (1) 受託候補者に選定された者と電子入札・契約管理システム導入及び運用保守業務の契約交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と受託候補者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。
- (3) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (4) 契約金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

9 その他留意事項

- (1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (2) プレゼンテーション前であれば、辞退届（様式第8号）を提出することにより、参加を辞退することができる。
- (3) 参加者が1者以上あるときは、プレゼンテーションを行う。
- (4) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

10 担当部署及び問合せ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部契約検査課契約担当

電話：0859-23-5364

FAX：0859-23-5368

電子メール：keiyaku@city.yonago.lg.jp